

令和 7 年度 狹山市基地対策協議会要望活動における要望事項と回答要旨

要望事項	回答要旨	
	北関東防衛局	入間基地
1. 航空機事故の不安を与えることがないよう、平素から操縦士や整備士をはじめとした全ての飛行場関係者に対して、安全教育の充実及び整備点検を強化し、安全飛行を徹底すること。 特に航空機の部品落下事案が発生していることについて、重大な事故につながる恐れがあるため、原因の究明及び対策を図ること。	入間基地の航空機の運用については、周辺住民の皆様の安全確保に努めていると承知しているが、航空機の部品落下等に対して、住民の皆様が大きな不安を抱えていることについて、当局としても重く受け止めている。 入間基地においては、飛行場関係者を対象とした航空安全教育を毎月実施し、安全意識を維持するよう徹底するとともに機体の定期的な整備、検査を通じて航空機事故の発生防止に努めていることを承知している。 引き続き、入間基地に対して、安全管理の徹底を求める。	入間基地においては、操縦士、整備士等、飛行場関係者に安全教育を毎月実施し、高い安全意識を常に保持するよう徹底している。 装備品等の維持管理を適切に実施するとともに運用にも十分な注意を払い、事故防止及び安全管理の徹底に努めている。 部品落下を含めた航空機の事故防止のため引き続き安全飛行の徹底、飛行前後の入念かつ確実な点検の実施に努める。
2. 市街地上空での低空飛行は、極力行わないこと。 また、市民から飛行ルートが変わり高度も低くなった、飛行回数が増えたといった意見が多く寄せられており、航空機が住宅防音工事対象区域を外れて飛行することがないよう、より一層の徹底を図ること。	航空機の騒音は周辺住民にとって深刻な問題と認識している。 各航空機の運用においては、可能な限り高い高度での飛行に努めている。 入間基地には、周辺住民への生活環境に配慮した運用に努めるよう伝える。	飛行高度、飛行ルートは航空法等の法令を遵守し、極力、騒音対策区域の上空を飛行するように努める。 飛行経路、高度は変更していない。 飛行回数は顕著に増加している事実はないが、引き続き、周辺住民の生活環境に配慮した運用に努める。
3. CH-47Jヘリコプターの低空飛行は、騒音に加えて振動も顕著であることから、市	可能な限り高い高度での飛行に努めていると承知している。	ヘリコプターの飛行は住宅密集地及び学校等の上空をできるだけ避けるとともに、航

街地上空での飛行制限や離着陸の際は基地上空で十分な高度を確保するなど運用の見直しを図ること。		空法等の法令を遵守した飛行に努める。
4. 飛行訓練等は、騒音対策区域上空を飛行することとし、安全飛行の徹底を図り、時間帯にも配慮し、特に早朝・夜間は最小限の飛行を願いたく、深夜等に飛行する場合は、周辺住民が不安を抱くことから必ず事前に情報提供を願いたい。 なお、飛行訓練等に関する情報提供について、入間基地から周辺住民に対して登録制のメール配信等により直接周知していただきたい。 また、連続離着陸訓練は、複数の機体による訓練を避け、短時間の訓練とするとともに、特定の曜日に集中して行わないよう配慮願いたい。	入間基地においては、必要な場合を除いて、土日、祝日、早朝、夜間のほか、小中学校の公式行事等の際には飛行を自粛していると承知しているが、運用上、やむを得ない場合は、狭山市役所へ事前の情報提供を行い、基地のホームページへ掲載している。 連続離着陸訓練は、最も騒音の影響がある訓練であり、入間基地においては、部隊の錬度維持のため、必要最小限の訓練とし、また、特定の日に集中することがないよう実施していると承知している。 周辺地域の皆様に配慮した運用に努めるよう入間基地に伝える。	飛行訓練の実施にあたっては航空法等の法令を遵守し、飛行安全に対する各種施策を講じ、航空機事故の防止に努める。 連続離着陸訓練は複数機の訓練とならないよう計画し、極力、特定の曜日、時間帯に集中しないよう配慮する。 早朝・夜間・土日祝日は、業務に関する飛行は必要最小限にするよう努めるとともに、基地ホームページへの掲載、狭山市役所へ事前に情報提供を行う。 飛行訓練等の情報提供は、航空自衛隊操縦者の練度が推察され、国の安全が害される恐れがあるため、回答は差し控えさせていただく。
5. 航空機のエンジンテストは、最小限度とするとともに、極力、夜間に実施しないよう、実施時間についても配慮願いたい。特に消音装置が使用できない機種のエンジンテストは、周辺への騒音被害が大きいため、住宅地から離れた影響の少ない場所で実施するなど、騒音の軽減に配慮するとともに、消音装置や遮音壁の整備を願いたい。 また、航空機のエンジンテストに関する情報提供について、入間基地から周辺住民に対	エンジンテストにおいては、極力基地外への騒音の影響が少ない場所を選定し、運用上、やむを得ない場合を除き、早朝や正午から午後1時、また、午後5時以降は実施しないものと承知している。 時間外のエンジンテストについては、引き続き、狭山市役所に情報提供する。 周辺地域の皆様に配慮した運用に努めるよう入間基地に伝える。	航空機のエンジンテストは、実施時間帯に配慮し、消音装置が使用できない機種のエンジンテストの実施場所については、極力、基地外への騒音の影響が少ない場所を選定して行っている。今後も騒音を軽減するよう配慮しながら実施する。 時間外のエンジンテストについては、引き続き市役所へ情報提供する。

して登録制のメール配信等により直接周知していただきたい。		
6. 消火訓練については、黒煙の発生しない燃料への変更を検討していただくとともに、周辺住民への周知を徹底していただきたい。	実際の航空機事故災害等を想定しており、熱や煙に対処できる能力を維持向上するために必要な訓練となっている。 使用する燃料は、一般家庭でも使用している灯油である。 訓練の実施にあたっては、一定の風速以上の場合には訓練を一時中止する等、周辺住民に出来る限り影響を与えないよう努めていることと承知している。 引き続き周辺住民への影響に配慮した運用に努めるよう入間基地に伝える。	消火訓練は実際の航空機事故災害等を想定して熱や煙に対処できる能力の維持向上のため実施している。使用している燃料は搭載しているものに近く、一般家庭でも使用している灯油を使用している。 基地ホームページへの掲載と市役所への情報提供を行っていく。 今後も周辺住民の理解を得つつ、本日の要望を本省へ伝えるとともに、各航空基地の動向及び上級部隊の意向を見据え、訓練内容の改善に努める。
7. 輸送機C-2は、今後も追加配備が予定されていることから、周辺住民からは機体が大きく不安を感じているとの指摘もあるので、機体の安全性について十分な情報提供を行うとともに、住宅密集地の上空における飛行については特段の配慮をすること。 また、生活環境に影響が及ぶことがないよう安全飛行の徹底を図ること。	輸送機C-2については、追加配備に係る情報等、引き続き、速やかな情報提供に努める。 また、航空機の運用にかかる安全管理の徹底及び周辺住民への配慮について入間基地に伝える。	輸送機C-2の追加配備については、関係自治体への適時・適切な情報提供を通じて、地域住民の不安を取り除くよう配慮するとともに、入念かつ確実な点検を継続し、飛行安全の確保に努める。
8. 基地に係る施設、設備、部隊編成、その他現況に変更が生じた場合、周辺住民への影響を考慮し、事前に情報提供を願いたい。 なお、住民への影響が大きいと思われるものについては、住民に対してもあらかじめ直接説明いただきたい。	基地の施設や部隊編成に変更がある場合は、狭山市を通じて、事前に情報提供をしている。今後も基地の安定的な使用に理解・協力が得られるよう速やかな情報提供に努める。	基地に係る施設、設備、部隊編成及び主な装備品の更新の情報については、引き続き出来る限り事前に連絡・調整を密にし、これまでの信頼関係を維持するよう努める。 なお、周辺住民への直接の説明については、北関東防衛局や狭山市と連携し、対応を

		検討していく。
9. 入間基地内における自然災害への対応については、迅速かつ適切な対応を図り、関係機関と連携し、万全を図りたい。	入間基地においては、基地内の施設や装備品の維持管理を適切に実施しているものと承知している。 自然災害が発生した場合には、関係機関と連携し迅速かつ適切に対応するよう入間基地に伝える。	基地内の各施設、装備品等の維持管理を適切に実施し、運用にあたって也十分に注意を払っている。自然現象についても事故防止、安全対策に努める。 また、災害が発生した場合には速やかに対応を図り、関係機関と連携して万全な対応を行っていくとともに、地方自治体に対し速やかな情報提供に努める。
10. 住宅防音事業については、待機世帯解消のため十分な財源の確保に努め、速やかに対応願いたい。また対象区域外及び新たに転入された住民からの騒音や防音工事に関する意見も多いため、対象区域・対象時期の制限なく、防音工事を実施できるよう対応願いたい。 特に、機能復旧工事については、空調機器及び防音建具の設置後の経過年数に関係なく早急に実施するとともに、2回目以降の更新についても対応願いたい。 また、空調機器の故障時の対応や防音建具の部分的な修繕など、緊急時の対応を充実し、全額補助とするよう対応願いたい。	入間基地における住宅防音工事について、本体工事は令和6年度で待機世帯を解消した。また、機能復旧工事については、令和7年度末までに待機世帯を解消するよう早期実施に努めている。 対象区域制限の無い防音工事については、環境基本法で航空機騒音に係る環境基準について定められた趣旨を踏まえ、Lden 62 dB以上の区域において、Lden 47 dB以下となるよう住宅防音工事の助成の措置をとっていることをご理解願いたい。 住宅の対象範囲の拡大については、今後の第一種区域等の見直しにあたり、指定再告示方式により新たな区域内の新たな告示日時点までに建設された住宅をすべて対象とする考えでいるが、それ以外のご要望については適用できる制度が無いことから補助対象とすることは困難であることをご理解願	

	たい。 機能復旧工事の経過年数については、実態調査の結果から決定していることをご理解願いたい。また、機能復旧工事の2回目以降については、まずは、住宅防音工事及び1回目の機能復旧工事の促進に努めていることをご理解いただきたい。 空調機器の故障時の対応や防音建具の部分的な修繕は、修理により安定的に防音機能が復旧したとみなすことが難しいことから、困難であるということをご理解いただきたい。 生活保護世帯等については、全額補助としているが、その他の世帯については、事業の合理化、効率化の観点から、補助事業者に費用の一部を負担してもらっていることはご理解をいただきたい。	
1 1. 店舗・事務所等も騒音被害を受けることから、住宅防音工事の対象拡大や対象区域内の農業者について交付されている損失補償金と同様の損失補填制度の新設を検討していただきたい。	第一種区域等の見直し後においては、新たに工事対象となるすべての住宅について、外郭防音工事で実施する。また、住宅に併設されている事務所や店舗部分についても、住宅環境を確保できるよう廊下や階段、洗面所といった居室以外の部分も同様に防音工事の対象範囲とする。 損失補償制度の新設については、法律上、農業・林業・漁業において経営上の損失を受けた場合、補償の対象となると定められてい	

	ることからご理解をいただきたい。	
1 2. 防衛施設周辺放送受信事業の見直しについて、世帯及び事業所のテレビ視聴環境の実態に即した適切な対応を行うこと。	放送受信事業については、昭和57年から始まり、40年ほど経過し、当時と現在においては、飛行場の周辺の騒音状況や社会状況が変化している。平成23年度に会計検査院から航空機騒音の実態を踏まえて、助成対象区域に係る指定区域を見直すなどにより補助金交付の透明性を十分確保すべきとの指摘を受けた。 また、住宅防音工事の進捗が図られ聞き取りにくさの改善が図られていることも踏まえ、平成30年度に一部制度を見直した。 一部制度の見直し後の状況を考慮しつつ、真に補助を必要とする世帯を対象とするために、航空機騒音の実態を反映した区域を助成対象区域とする指定基準の見直しを図った。 制度の見直しに伴う対象世帯への説明については、国において行っていく。	
1 3. 航空機の運用等に関して、周辺住民は騒音や事故に対する怒りや不安を抱えていることから、現状の基地周辺環境を確認、把握していただき、周辺住民に対しての環境整備にあたっては、市の財政負担を生じること無く、航空機騒音に対する周辺住民への見舞金制度などの補助項目の新設や既存事業の補助率の引き上げなど、新たな対応に向けて法律等の改正	騒音測定器を入間基地周辺の4箇所に設置し、航空機騒音の把握に努めている。 入間基地においては、航空機の安全確保にあたり、平素から飛行要員、整備要員の教育及び訓練、整備、検査等の措置を通じて航空機事故発生の防止に努めていると承知している。 引き続き、基地周辺の実態把握に努める。	

を願いたい。	生活環境の改善に係る事業は、自治体等の意見、要望を踏まえ、施策の拡充に努めている。直近では、令和7年度から民生安定助成事業において定額補助としていた、コミュニティ共用施設や公民館などを定率補助とする制度改正を実施した。 今後とも周辺対策の実施にあたっては、ご要望を十分に伺うとともに、障害の実態を踏まえ、適切に対応してまいりたい。	
14. 移転補償で国が買い入れた土地が市街地に点在しており、まちの空洞化を引き起こしていることから、国有地利用を促進するべく、建築物の規制緩和や無償での利用など、周辺住民や自治会の希望に沿った弾力的かつ柔軟な対応を願いたい。 また、地域住民の生活環境を損なわないよう、計画的な草刈り、剪定並びに落葉処理等を行うなど適正に管理し、犯罪の温床や汚染・火災等の発生源とならないよう万全の措置を講じること。	個人や事業者が移転措置事業において移転した後の跡地については、国有財産として国で管理している。 現状、国有地の有効活用を図るため、自治体には無償で使用許可をしているが、個人、民間においては有償となっているが、利用にあたっては具体的な要望を伺いながら弾力的かつ柔軟な対応をしていきたい。 また、周辺の環境を保全するため定期的に除草等の適切な対応をしていく。	
15. 狭山市が実施した令和6年度の航空機騒音測定において、航空自衛隊入間基地の南北2地点のうち、1地点で航空機騒音に係る環境基準を超過している。 環境基準の早期達成を図るため、低騒音機への機種変更や飛行回数の制限など実効ある対策を推進するとともに、測定結果のみな	市が実施した騒音測定において、環境基準を超過したことは、重く受け止めている。 航空機の運用は必要なものであることはご理解いただきたいが、これに伴う航空機騒音は周辺住民にとって深刻な問題であることは十分承知しており、騒音の負担軽減は重要な課題である。航空機の運用について、配	輸送機C-2は輸送機C-1の後継機として順次配備を進めていく。 輸送機C-1に比較して騒音レベルは低いものと認識している。 飛行訓練の実施にあたっては、騒音を軽減するよう配慮しながら実施する。

らず、周辺住民の声を聴くべく、現地の周辺環境の確認を願いたい。	慮するよう入間基地に伝える。	
16. 北関東防衛局が狭山市内で実施している航空機騒音測定は、いずれも環境基準の範囲内となっているが、市内で発生している航空機騒音の把握に努めるため、測定地点の増設もしくは定期的に測定地点の変更を検討していただきたい。	現在、入間基地周辺で4箇所の測定器を設置しているが、測定器の増設については、基地において運用上の大きな変更があった際などに増設の検討をしていく必要があると考えている。	
17. 自衛隊入間病院においては、2次救急患者の受け入れや、救急病院として認定を受けたことにより、地域医療に大きく貢献されている。今後とも積極的な患者の受け入れを願いたい。	2次救急については、令和4年7月に受け入れを開始した。 要望については、入間基地に伝える。	今後も積極的に受け入れが出来るよう努める。
18. 住宅防音工事の空調機能復旧工事については、希望届提出後、工事着手まで時間を要していることから、やむを得ず自費で交換する市民も多い。 すべての希望している世帯が、出来るだけ早く設置できるよう、迅速な事務手続と予算の確保を図ること。	入間基地における住宅防音工事の空調機能復旧工事については、令和7年度末までに待機世帯を解消する見込みである。 引き続き、希望する世帯の早期実施に努めていく。	